

平成30年 5月 1日

## 重 要

### F A X 送 信 票

会 員 各 位

発信者 大阪市北区天満2-1-30  
大阪府社会保険労務士会館8階  
大阪SR経営労務センター  
(担当者 川端・福島・西田・空閑・長谷川)  
電 話 06-4800-8231  
F A X 06-4800-8232  
e-mail osaka-sr@beach.ocn.ne.jp

件名 「賃金等の報告」等の提出期限の厳守について (通知)

送信枚数:送信票を含め1枚

平素から、当センターの運営について格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度の年度更新に係る「賃金等の報告」等の提出については、提出期限(手書き用は5月10日(木)、SR-SaaSの入力は5月13日(日))までとなっておりますので遅れないようお願いいたします。

なお、指定期日までに提出がない場合は、後日当センターからFAX等で連絡いたしますが平成24年8月17日付け文書「平成24年度の事業計画の運営について(お知らせ)」で通知しているとおり、指定期日に遅れた場合は、その事業所に係る平成30年度事務補助費は支給しないこととなりますし、さらに会員懲罰規程により新規委託の2年以内の停止が適用されることがありますので、くれぐれも遅れないようご注意をお願いいたします。

★ なお、この文書は全ての会員に送付しておりますので、既に提出されている場合は、ご容赦下さい。

「参 考」 事務補助費支給細則(平成24年8月9日改正)

(事務補助費の不支給)

第5条

- 2 毎年指定された期日までに「賃金等の報告」等を提出(またはSR-SaaSに入力)せず、後日督促された期日までに提出しなかった場合は、その事業所に係る事務補助費は支給しない。
- 3 第1項及び第2項に該当した場合は、大阪SR経営労務センター会員懲罰規程第7条第2項第3号による「新規委託の2年以内の停止」を適用することがある。